

京 都 大 学 大 学 院 総 合 生 存 学 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 5 学位論文の審査及び課程修了の認定等</p> <p>第 1 0 条 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、学館会議で行う。</p> <p>第 1 1 条 課程の修了の認定は、学館会議で行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 5 学位論文の審査及び課程修了の認定等</p> <p>第 1 0 条 } (同 左)</p> <p>第 1 1 条 }</p> <p><u>2 通則第 5 5 条第 2 項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすことの認定は、学館会議で行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 8 年 6 月 3 日から施行する。</p>